

熊本県司法書士会注意勧告運用規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、熊本県司法書士会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という。)第105条に定める注意又は勧告制度を適正、妥当に運用するため必要な事項を定めることを目的とする。

(運用の指針)

第2条 この規則の運用に当たっては、常に衡平を保ち、会員の人格、権利を尊重し厳正かつ迅速に行うとともに、会員の倫理、品性の向上と会員の自律性に資することとなるよう努めなければならない。

(手続の開始)

第3条 本会は、会員が司法書士法(以下「法」という。)若しくは司法書士法施行規則(以下「施行規則」という。)又は日本司法書士会連合会(以下「連合会」という。)会則(以下「連合会会則」という。)若しくは会則に違反するおそれがあると認めるときのほか、次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、注意勧告の手続を提起するものとする。

- (1) 司法書士の信用又は品位を害するおそれがあるとき。
- (2) 司法書士の職責に照らし、その適格性を欠くおそれがあるとき。

第2章 注意勧告小理事会

(注意勧告小理事会)

第4条 本会に、注意勧告小理事会(以下「小理事会」という。)を置く。

(小理事会の職務)

第5条 小理事会は、会員の注意又は勧告に関する審議を行う。

2 小理事会は、綱紀委員会の調査に補充して調査すべきものがあると認めるときは、会長名をもって補充調査を行い又は参考人の出頭を求めることができる。

(小理事会の組織)

第6条 小理事会は、理事会組織員の半数以下の員数の者(以下「委員」とい

う。)をもって組織し、委員の資格及び任期は、理事会組織員としてのものと同一とする。

- 2 委員は、理事会において選任する。
- 3 小理事会に、議長及び副議長各1人を置く。
- 4 議長及び副議長は、委員が互選する。
- 5 議長は、小理事会を代表し、その事務を統轄する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
(小理事会の運営)

第7条 綱紀委員会の調査報告を受けた会長は、直ちに第4条に規定する小理事会を招集し、調査された事件の処理について議決を求めなければならない。

- 2 小理事会が注意又は勧告に関する処分の議決をするのは、委員の3分の2以上の議決をもって行う。
- 3 小理事会は、議決の趣旨及び理由(少数理由も含む)を明らかにした文書に委員が連署する形での議決を行うものとする。注意又は勧告を行わないとする議決を行うときも同様とする。
- 4 法若しくは施行規則又は連合会会則若しくは会則等に違反するおそれのある一定の事実を本会が知りえたときから、議決のときまでに満2カ年を経過しているときは、小理事会は事実関係に論及せず注意又は勧告を行わないとする議決をするものとする。ただし、注意又は勧告をなすべきでないことが明白であるときには、事実及び理由を明示して注意又は勧告を行わない旨の議決をすることができる。
- 5 会長又は副会長は、小理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 小理事会又はその委員に対しては、会則第3章第1節の役員及び第2節の理事会に関する規定は、特に定められた規定と抵触しない範囲で、小理事会の運営に準用する。

第3章 注意勧告の手続

(小理事会における弁明)

第8条 小理事会は、第7条第2項に規定する議決を行う前に、審査を受ける会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- 2 前項の場合、小理事会の議長は、審査を受ける会員に対し、弁明を求める日の1週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 前項の通知には、弁明を求める日時、場所及び弁明を求める旨を記載しな

なければならない。

(会員の弁明)

第9条 小理事会において審査を受ける会員は、指定された期日に出頭して口頭で弁明するか、又は期日までに書面を提出して弁明することができる。

(注意又は勧告の告知等)

第10条 小理事会において注意又は勧告を行うべき旨の決議をしたときは、本会は、決定の趣旨及び理由を明記した告知書を作成し、会則第5条第2項に定める会員(以下「司法書士会員」という。)又は会則第5条第3項に定める会員(以下「法人会員」という。)の社員である司法書士会員に交付して告知しなければならない。

- 2 前項の文書の交付は、その司法書士会員又は法人会員の社員である司法書士会員に対し、本会の事務所に出席を求め、会長から手交するものとする。
- 3 会長は、前項の場合に必要なと認めるときは、その会員の属する支部の役員の出頭を求めすることができる。
- 4 本会は、小理事会が注意又は勧告を行わない旨の決議をしたときは、直ちに文書でその旨の通知をなし、当該会員の請求があるときは、遅滞なく事実及び注意又は勧告を行わない旨を記載した文書を交付するものとする。
- 5 会長は、注意又は勧告の告知を受けた会員が、司法書士会員の使用人である司法書士会員である場合には、使用者である司法書士会員に対し、当該会員に注意又は勧告を行った旨及びその内容を通知するものとする。
- 6 会長は、注意又は勧告の告知を受けた会員が、法人会員の社員司法書士会員又は使用人である司法書士会員である場合には、その法人会員に対し、当該会員に注意又は勧告を行った旨及びその内容を通知するものとする。
- 7 会長は、注意又は勧告の告知を受けた会員が、他の司法書士会員の使用者である司法書士会員の場合には、その使用人である司法書士会員に対し、当該会員に注意又は勧告を行った旨及びその内容を通知するものとする。
- 8 会長は、注意又は勧告の告知を受けた会員が、法人会員である場合には、社員司法書士会員及び使用人である司法書士会員に対し、当該会員に注意又は勧告を行った旨及びその内容を通知するものとする。
- 9 会長は、注意又は勧告の告知を受けた会員が、会則第5条第3項第2号の法人会員である場合には、主たる事務所に対し、注意又は勧告を行った旨及びその内容を通知するものとする。

(追跡調査)

第11条 本会は、注意又は勧告による指示が適正に措置されたか否かについて、追跡調査をすることができる。

(決定に服さない者への処置)

第12条 本会は、第10条第1項に規定する告知を受けた会員が、その注意又は勧告に服さない場合において、法若しくは施行規則又は連合会会則若しくは会則等に違反した事実が発生したときは、法第60条に基づき熊本地方方法務局長に報告し、法第47条又は法第48条による懲戒処分を求めるものとする。

2 本会は、前項の違反事実が発生していないときであっても、なお違反するおそれがあると認められるときは、あらたな手続をもって注意又は勧告を行うことができるものとする。

第4章 再調査等

(再調査の措置)

第13条 会長は、会則第106条第1項に定める再調査の申立があったときは、直ちに理事会を招集し、再調査を求めなければならない。

2 前項の再調査を行う理事会（以下「再調査理事会」という。）は、再調査の終結までに、申立をした会員に対し、意見の陳述、証拠となるべきものの提出を求めなければならない。

3 再調査理事会は、必要に応じ綱紀委員会の意見を聴くことができる。

4 会則第3章第2節の理事会に関する規定及び第6条の規定は、特に定められた規定と抵触しない範囲で再調査理事会及びその組織員に準用する。

5 第5条第2項は、再調査理事会に準用する。

(決定と告知等)

第14条 本会による注意又は勧告に関する処分につき、その再調査に基づき再調査理事会が当否を議決する場合は、組織員の3分の2以上が出席しその議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

2 本会がなした処分を維持する議決をしたとき、又は、変更して議決したときは、会長はその趣旨及び理由を付した書面をもって再調査の申立をした会員に告知しなければならない。

3 第10条第5項から第9項の規定は、前項の告知内容の通知に準用する。

第5章 除斥・忌避・回避

(除斥・忌避・回避)

第15条 小理事会の委員又は再調査理事会の組織員で、次のいずれかに該当する者は、その職務の執行から除斥される。

- (1) 委員又は組織員自身が調査の対象となったとき。
 - (2) 委員又は組織員の所属(社員として法人会員に加わること又は使用人として法人会員若しくは司法書士会員に属することをいう。以下同じ。)する法人会員又は司法書士会員が調査の対象となったとき。
 - (3) 司法書士会員に使用される司法書士会員が調査の対象となったとき、その所属する司法書士会員又は使用される他の司法書士会員が委員又は組織員であるとき。
 - (4) 法人会員の社員である司法書士会員又は使用人である司法書士会員が調査の対象となったとき、その所属する法人会員の他の社員である司法書士会員又は使用人である司法書士会員が委員又は組織員であるとき。
 - (5) 委員又は組織員が調査の対象となった会員と特別の関係があることを小理事会又は再調査理事会が認定したとき。
- 2 審査を受ける会員は、前項の委員又は組織員につき前項第5号の事由があると思料する場合、事由を明らかにした書面をもって小理事会又は再調査理事会に対し、職務執行の忌避を申し立てることができるものとし、小理事会又は再調査理事会は、この申立の採否について相当の措置をとらなければならない。
- 3 委員又は組織員は、自己に第1項第5号の事由があると思料するときは、職務の執行を回避しなければならない。

第6章 補 則

(名簿への登載)

第16条 会長は、注意又は勧告を行ったときは、本会に備える会員名簿に注意又は勧告決定の年月日及び決定の趣旨を登載するものとする。

- 2 前項の登載は、会則第106条第1項に定める期間を経過したとき又は第14条の措置が終了したときに行う。

(名簿からの消除)

第17条 前条に規定する登載は、登載の日から満3年を経過したときに消除す

る。

(注意、勧告の公表)

第18条 本会は、注意又は勧告の処分事例を適宜の方法で公表することができる。

(調査除外)

第19条 法第61条の規定に該当する事案で、その作為又は不作為の状態が終ってから調査の着手前においてすでに3年を経過しているものについては、その事実又は状態について注意又は勧告を行わない。

(費用の支弁)

第20条 本会は、小理事会又は再調査理事会が調査のため参考人の出頭を求めたときは、原則として出頭した参考人に旅費、日当、宿泊費等を支弁するものとし、証拠となるもの等を提出した第三者が提出に費用を要したときは、その実費を支弁するものとする。

(連合会への通知)

第21条 本会は、第10条第1項の規定により会員に告知した場合にはその告知書の写しを、第14条第2項の規定により会員に告知したときは再調査申立書及び再調査後の決定告知書の写しをそれぞれ連合会に送付して通知するものとする。

(規則の改廃)

第22条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。